

自然災害に起因するキャンセルについて

古賀市生涯学習センター条例

第12条 既に納めた使用料は、これを還付しない。ただし、次に定める場合においては、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他使用者自らの責によらない事由により使用することができなくなったとき

リーパスプラザこがが通常開館している状態で、台風・大雪等自然災害に起因する事由で来館・使用ができないときは、館の判断により当日キャンセルを受け付け、使用料を全額還付する場合がございます。

※特別警報発令や、避難所の開設などが目安となります

災害により利用の取消をする利用者は、必ず当日中に電話でご連絡ください。全額還付が決定しましたら、連絡をいただいた方に決定のご連絡をいたしますので、代表者の口座のわかるものをお持ちになり、1週間以内に窓口にて還付申請をしてください。

なお、全ての自然災害が対象となるわけではありませんので、ご注意ください。



問い合わせ先：生涯学習推進課 092-942-1347